

退職年金・遺族年金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国農林漁業団体共済会（以下「会」という。）が別に定める農林漁業団体職員退職給付金制度（以下「制度」という。）規約第31条および農林漁業団体役員退職給付金施設（以下「施設」という。）規約第42条に規定する退職年金契約および遺族年金契約の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「退職金共済契約」、「契約者」、「被共済者」、「退職」、「給付金」、「退職年金契約」および「遺族年金契約」とは、それぞれ制度規約第2条各号および施設規約第2条各号の規定の定めるところによる。

(契約の申込み)

第3条 被共済者または当該被共済者の遺族が、退職給付金の額の全部または一部の金額を一時金による受給にかえ退職年金または遺族年金（以下、まとめて「年金」という。）として受給しようとする場合には、契約者は、契約を締結しようとする年金に係る内容を記した様式第24号「退職給付金等請求書」を会に提出する。

2 被共済者または当該被共済者の遺族が、退職金共済契約により支給される退職給付金のほか、年金のための原資を繰り入れ、年金として受給しようとする場合には、契約者は、契約を締結しようとする年金に係る内容を記した「退職給付金等請求書」に、退職所得を記した書類の写しその他会が必要と認める書類を添付して、会に提出し、被共済者または当該被共済者の遺族は、会が指定する金融機関の口座に当該原資（以下「原資繰入額」という。）を払い込む。

(年金原資の据置き)

第4条 退職金共済契約により支給される退職給付金のうち年金として受給しようとする金額と原資繰入額とを合算した金額（以下「当初の年金原資」という。）は、5年を限度に据え置くことができる。

2 前項に定める当初の年金原資の据置きをする場合には、年単位によ

る年数（以下「据置き期間」という。）を定めて申し込むものとする。

- 3 前項の申し出た据置き期間は、据置き期間の満了月の前月までに申し出により変更することができる。

（年金受給期間）

第5条 退職年金契約または遺族年金契約（以下、まとめて「年金契約」という。）は、5年以上20年以内の年単位の受給期間を定めて申し込むものとする。

- 2 前項の定めにより申し出た受給期間は、年金の支給が確定した場合は、これを変更することはできない。ただし、据置き期間中にあっては、当該据置き期間の満了月の前々月末までに申し出により変更することができる。

（年金支払証書の交付）

第6条 会は、年金契約の申込を承諾した場合には、年金様式第3号「年金支払証書」を年金を受給する者（以下「年金契約者」という。）に交付する。

（据置きおよび年金受給期間の起算）

第7条 据置き期間に係る起算は、第3条第1項の規定による年金受給の場合は被共済者が退職した日の属する月の翌月1日からとし、第3条第2項の規定による年金受給の場合は原資繰入額が払い込まれた日の属する月の翌月1日からとする。

- 2 年金受給期間に係る起算は、据置き期間の満了する日の属する月の翌月1日（以下「受給確定日」という。）からとする。

（据置き期間を申し出た者の年金原資）

第8条 第4条の規定による据置き期間を定めて年金受給の申し出をした者の年金原資の額は、当初の年金原資の額に、前条に定める据置き期間の起算日から据置き期間の満了する日までの期間につき、制度規約第29条または施設規約第40条に定める給付還元利率（以下、「給付還元利率」という。）を年複利の計算により乗じて得た元利合計額の額（以下「据置き期間満了後の年金原資」という。）とする。

（年金の給付月額）

第9条 年金の給付月額は、当初の年金原資または据置き期間満了後の

年金原資の額を、受給期間および給付還元利率により複利現価計算される別表3に掲げる率（以下「年金現価率」という。）で除して得た金額とする。ただし、当該給付月額が1万円に満たない場合には、会は、当該年金契約を取り扱わないことができる。

2 給付還元利率を変更した場合の年金の給付月額については、前項の規定による用語を次の各号の規定に読み替えて計算するものとする。

(1) 当初の年金原資または据置き期間満了後の年金原資の額は、当該変更した月の当初の日における年金支給期間の残余期間に係る年金現価額（当該変更した月の当初の日における年金の給付月額に、残余期間に係る当該変更前の給付還元利率により計算される年金現価率を乗じて得た金額をいう。）と読み替える。

(2) 受給期間は、当該変更した月の当初の日における年金支給期間の残余期間と読み替える。

（年金の支給日）

第10条 年金の支給日は、毎年3月、6月、9月および12月の各10日（当該日が金融機関の休業日のときは前営業日）とし、支給に際しては年金様式第7号「年金送金通知書」を年金契約者に送付する。

2 年金の支給は、支給が確定された後の最初の支給日からとし、支給日には、それぞれ支給日の前月までの年金月額を一括して支給する。

（年金契約の変更届）

第11条 年金契約者は、次の各号の1に該当する変更が生じた場合には、年金様式第6号「年金契約変更届」を会に提出する。

(1) 氏名または住所の変更の場合

(2) 送金先金融機関名または口座番号等の変更の場合

(3) 据置期間を変更しようとする場合

(4) 受給期間を変更しようとする場合

（書類の送付）

第12条 会は年金契約者に対して、年金の支給に際して送付する「年金送金通知書」のほか、年2回、年金様式第5号「年金原資残高明細書」を送付する。

2 会は、毎年1月、前年における年金支給額について、次の各号の

年金契約者に当該各号に定める書類を送付する。

(1) 制度の退職年金契約者

年金様式第8号「公的年金等の源泉徴収票」

(2) 施設の年金契約者

年金様式第9号「生命保険契約等の年金の支払調書」

(年金の一時払いの請求)

第13条 年金契約者が将来の年金の支給にかえ一時金を受給しようとする場合には、年金契約者は、次の各号に定める書類その他会が必要と認める書類を会に提出する。

(1) 年金様式第10号「年金一時払請求書」

(2) 「年金支払証書」

(3) 「年金一時払請求書」に押印した印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

(4) 制度の退職年金契約者については、「退職所得の受給に関する申告書」

(年金の一時払いの計算)

第14条 年金契約を締結した被共済者から、前条の規定による年金の一時払いの請求があった場合には、会は、次の各号の規定により計算される金額を一時金として支給する。

(1) 年金の受給確定日以後の場合にあつては、次に定める額

ア 年金を現に受給している場合は、年金の給付月額に、残余の支給期間に係る年金現価率を乗じて得た金額の額

イ 年金を未だ受給していない場合は、据置き期間満了後の年金原資の額

(2) 前号以外の場合にあつては、効力が生じた日から申し出のあった日の属する月の前月末日までの期間および給付還元利率から0.5%を控除して得た利率を乗じて得た元利合計額の額

(年金の一時払い)

第15条 第13条の規定による年金の一時払いの請求があった場合には、会は、第4条および第5条第1項の規定にかかわらず、当該請求に係る書類を受領した日から1月以内に、前条の規定により計算される一

時金を年金契約者に支払うものとする。この場合において会は、年金様式第11号「年金一時払送金通知書」を送付し、制度の退職年金契約者が一時払いした場合には退職所得の源泉徴収票もあわせて送付する。

(年金契約の承継または一時払い)

第16条 退職年金契約者が死亡した場合、当該退職年金契約者の遺族(この項において、「遺族」という。)は当該退職年金契約の残存期間について、遺族年金契約として承継するか、または一時払いの請求をするかを選択することができる。

(1) 遺族が遺族年金契約として承継する場合には、年金様式第6号「年金契約変更届」および次に定める書類を会に提出する。

ア 「年金支払証書」

イ 受給資格を証明する戸籍謄本または全部事項証明書(いずれも発行から3ヶ月以内のもの)

ウ 同順位の受給権者が2名以上いる場合には、様式第26号「給付金受給に関する同意書」および当該同意書に押印した各人の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)。ただし、退職年金契約者が予め受給権者を指定している場合には、当該指定を証明した書類の写し

エ 施設の年金の場合は、遺族の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める本人確認書類

(2) 遺族が一時払いの請求をする場合には、年金様式第10-2号「年金一時払請求書(遺族用)」および前号に定める書類を会に提出する。

2 遺族年金契約者が死亡した場合には、当該遺族年金契約者の遺族は当該遺族年金契約の一時払いの請求をし、前項第2号に準ずる書類を会に提出する。

(年金契約の終了)

第17条 年金契約は次の各号のいずれかに該当した場合には、終了する。

(1) 年金受給期間が終了した場合

(2) 年金の一時払いを行った場合

(3) 遺族年金受給者が死亡した場合

(補則)

第 18 条 この規程に定める様式の変更については、専務理事の決裁による。

附 則 (平成 3 年 3 月 6 日制定)

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 4 日)

この改正規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 3 日)

1 この改正規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 4 年 3 月 4 日制定の附則第 2 項を削る。

3 平成 6 年 3 月 3 日現在の据置きを申し出た者に係る退職年金原資または年金の支給を受けている者に係る年金給付月額取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 据置き期間中の年金原資 据置き起算月から平成 6 年 3 月 31 日までの期間につき、当該期間および別表 1 に掲げる給付還元利率を乗じて得た元利合計額の額を第 2 条に規定する当初の退職年金原資の額に、同年 4 月 1 日以後の残存する据置き期間を第 3 条に規定する据置き期間に読み替えるものとする。

(2) 受給期間中の退職年金給付月額 平成 6 年 3 月 31 日において、同年 4 月 1 日以後の残余の年金受給期間および 6.0% で計算される別表 2 に掲げる率を乗じて得た金額の額を第 2 条に規定する退職年金原資の額に、当該残余の支給期間を第 4 条に規定する年金受給期間に読み替えるものとする。

(3) 平成 4 年 4 月 1 日から施行した退職年金規程第 8 条に定める変動利率に係る変動利息額を有する者については、当該変動利息額を第 2 条に規定する退職年金原資の額に加算するも

のとする。

- (4) 将来の退職年金の受給にかえ一時金を受給したい旨の申し出があった場合の一時金は、平成4年3月31日までの期間については、年複利6.0%を、平成4年4月1日より平成6年3月31日までの期間については、年複利5.5%を乗じて得た元利合計額の額とする。

附 則（平成11年11月11日）

この改正規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年11月9日）

この改正規程は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月6日）

この改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月8日）

1 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 別表1および別表3については、変更の都度、更新するものとする。

附 則（平成26年3月7日）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月5日）

この改正規程は、平成27年11月5日より施行する。

別表 1

適用年度	区 分	給付還元利率	
		制度	施設
平成 3 年度以前		7.10%	7.10%
平成 4 年度		6.60%	6.00%
平成 5 年度		6.00%	6.00%
平成 6 年度		5.60%	5.00%
平成 7 年度		5.00%	4.40%
平成 8 年度		2.50%	2.20%
平成 9 年度		2.00%	2.20%
平成 10 年度		2.10%	2.40%
平成 11 年度		2.10%	2.40%
平成 12 年度		1.80%	2.20%
平成 13 年度		1.65%	1.90%
平成 14 年度		1.35%	1.65%
平成 15 年度		1.00%	1.35%
平成 16 年度		1.00%	1.35%
平成 17 年度		1.00%	1.35%
平成 18 年度		1.00%	1.35%
平成 19 年度		1.10%	1.35%
平成 20 年度		1.10%	1.35%
平成 21 年度		1.10%	1.25%
平成 22 年度		1.10%	1.25%
平成 23 年度		1.15%	1.20%
平成 24 年度		1.05%	1.05%
平成 25 年度		1.00%	1.00%
平成 26 年度		1.00%	0.95%
平成 27 年度		0.95%	0.85%

適用年度	区 分	給付還元利率	
		制度	施設
平成 2 8 年度		0.90%	0.80%
平成 2 9 年度		0.75%	0.70%
平成 3 0 年度		0.75%	0.70%
	(上期確定・下期予定)		

退職年金の残余の支給期間ごとの年金現価および支給期間別確定年金現価率 (0.75%)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	0.99938	1.99813	2.99627	3.99378	4.99067	5.98694	6.98259	7.97762	8.97204	9.96583	10.95900	11.95156
1	12.94350	13.93482	14.92552	15.91561	16.90508	17.89393	18.88217	19.86979	20.85680	21.84320	22.82898	23.81415
2	24.79870	25.78264	26.76597	27.74869	28.73079	29.71228	30.69317	31.67344	32.65310	33.63215	34.61059	35.58843
3	36.56565	37.54227	38.51828	39.49368	40.46847	41.44266	42.41624	43.38921	44.36158	45.33335	46.30450	47.27506
4	48.24501	49.21435	50.18310	51.15124	52.11877	53.08571	54.05204	55.01777	55.98290	56.94743	57.91136	58.87469
5	59.83742	60.79955	61.76108	62.72202	63.68235	64.64209	65.60123	66.55977	67.51772	68.47507	69.43182	70.38798
6	71.34354	72.29851	73.25288	74.20666	75.15985	76.11244	77.06444	78.01585	78.96666	79.91688	80.86651	81.81555
7	82.76400	83.71186	84.65913	85.60581	86.55190	87.49740	88.44232	89.38664	90.33038	91.27353	92.21609	93.15806
8	94.09945	95.04026	95.98047	96.92011	97.85915	98.79762	99.73549	100.67279	101.60950	102.54563	103.48117	104.41614
9	105.35052	106.28432	107.21754	108.15017	109.08223	110.01371	110.94460	111.87492	112.80466	113.73382	114.66240	115.59040
10	116.51783	117.44468	118.37095	119.29664	120.22176	121.14630	122.07027	122.99366	123.91648	124.83872	125.76039	126.68149
11	127.60201	128.52196	129.44133	130.36014	131.27837	132.19603	133.11312	134.02964	134.94558	135.86096	136.77577	137.69001
12	138.60367	139.51678	140.42931	141.34127	142.25267	143.16350	144.07376	144.98345	145.89258	146.80115	147.70914	148.61658
13	149.52344	150.42975	151.33549	152.24066	153.14527	154.04932	154.95281	155.85573	156.75809	157.65989	158.56113	159.46181
14	160.36192	161.26148	162.16048	163.05891	163.95679	164.85411	165.75087	166.64707	167.54272	168.43780	169.33233	170.22630
15	171.11972	172.01258	172.90488	173.79663	174.68783	175.57847	176.46855	177.35808	178.24706	179.13548	180.02335	180.91067
16	181.79743	182.68365	183.56931	184.45442	185.33898	186.22299	187.10645	187.98935	188.87171	189.75352	190.63478	191.51550
17	192.39566	193.27528	194.15435	195.03287	195.91084	196.78827	197.66515	198.54149	199.41728	200.29252	201.16722	202.04138
18	202.91499	203.78806	204.66059	205.53257	206.40401	207.27490	208.14526	209.01507	209.88434	210.75307	211.62126	212.48891
19	213.35602	214.22259	215.08861	215.95411	216.81906	217.68347	218.54735	219.41068	220.27348	221.13575	221.99747	222.85866

退職年金の残余の支給期間ごとの年金現価および支給期間別確定年金現価率 (0.70%)

年/月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	0.99942	1.99826	2.99651	3.99419	4.99129	5.98781	6.98375	7.97911	8.97389	9.96809	10.96172	11.95477
1	12.94724	13.93913	14.93045	15.92120	16.91136	17.90095	18.88997	19.87841	20.86628	21.85357	22.84029	23.82643
2	24.81201	25.79701	26.78143	27.76529	28.74857	29.73129	30.71343	31.69500	32.67600	33.65643	34.63629	35.61558
3	36.59430	37.57245	38.55004	39.52705	40.50350	41.47938	42.45470	43.42944	44.40362	45.37724	46.35029	47.32277
4	48.29469	49.26604	50.23683	51.20705	52.17671	53.14581	54.11435	55.08232	56.04973	57.01657	57.98286	58.94858
5	59.91374	60.87834	61.84238	62.80586	63.76878	64.73115	65.69295	66.65419	67.61487	68.57500	69.53457	70.49358
6	71.45203	72.40993	73.36726	74.32405	75.28027	76.23595	77.19106	78.14562	79.09963	80.05308	81.00598	81.95832
7	82.91011	83.86135	84.81203	85.76216	86.71174	87.66077	88.60925	89.55717	90.50455	91.45137	92.39764	93.34337
8	94.28854	95.23317	96.17724	97.12077	98.06375	99.00618	99.94806	100.88940	101.83019	102.77043	103.71013	104.64927
9	105.58788	106.52594	107.46345	108.40042	109.33684	110.27272	111.20806	112.14285	113.07710	114.01081	114.94397	115.87659
10	116.80867	117.74021	118.67120	119.60166	120.53157	121.46095	122.38978	123.31808	124.24583	125.17305	126.09972	127.02586
11	127.95146	128.87652	129.80105	130.72503	131.64849	132.57140	133.49378	134.41562	135.33692	136.25769	137.17793	138.09763
12	139.01679	139.93543	140.85352	141.77109	142.68812	143.60462	144.52058	145.43602	146.35092	147.26529	148.17913	149.09243
13	150.00521	150.91746	151.82917	152.74036	153.65101	154.56114	155.47074	156.37981	157.28835	158.19636	159.10385	160.01081
14	160.91724	161.82315	162.72852	163.63338	164.53770	165.44150	166.34478	167.24753	168.14975	169.05146	169.95263	170.85329
15	171.75342	172.65303	173.55211	174.45067	175.34871	176.24623	177.14323	178.03970	178.93566	179.83109	180.72600	181.62040
16	182.51427	183.40762	184.30046	185.19277	186.08457	186.97585	187.86661	188.75686	189.64658	190.53579	191.42448	192.31266
17	193.20032	194.08746	194.97409	195.86020	196.74580	197.63089	198.51546	199.39951	200.28305	201.16608	202.04859	202.93060
18	203.81209	204.69306	205.57353	206.45348	207.33292	208.21185	209.09028	209.96818	210.84558	211.72247	212.59885	213.47473
19	214.35009	215.22494	216.09928	216.97312	217.84645	218.71927	219.59159	220.46339	221.33469	222.20549	223.07578	223.94556